

狂犬病予防業務関係手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により，狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同条第2項の規定により，下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 公益社団法人新潟県獣医師会

所在地 新潟市中央区新光町15-2 県公社総合ビル

指定獣医師73名は下表のとおり

番号	指定獣医師名称	所在地
1	青木 康晶	新潟市西区中権時2479-5
2	赤間 公彦	新潟市西区ときめき東1-2-2
3	浅井 厚	新潟市中央区関屋金鉢山町85-4
4	石川 修三	新潟市東区東中野山1-2-11
5	稲垣 仁	新潟市中央区本町通13-3046
6	今山 行夫	新潟市東区東明3-11-6
7	岩壁 佳広	新潟市中央区上近江1-7-10
8	江口 美樹朗	新潟市秋葉区美幸町3-7-2
9	江見 行央	新潟市中央区南出来島2-12-27
10	大井川 一登	新潟市中央区下所島1-3-20
11	小田 史彦	新潟市中央区関屋本村町2-335-9
12	角田 浩之	新潟市中央区三和町4-21
13	加藤 秀之	新潟市江南区うぐいす1-8-17
14	金鞍 博樹	新潟市中央区山二ツ3-21-14
15	柄澤 文子	新潟市中央区女池北1-11-11
16	川島 剛	新潟市江南区所島2-3-13
17	川村 悠太	新潟市東区上木戸1-1-6
18	熊倉 伸太郎	新潟市江南区亀田四ツ興野4-5-5
19	小池 哲也	新潟市東区太平1-2-11
20	高地 毅	新潟市西区小針2-39-3

2 1	小嶋 恭子	新潟市秋葉区秋葉 2-1 4-6 8
2 2	後藤 圭一郎	新潟市西区小新西 3-1 4-1 0
2 3	佐々木 康	新潟市西蒲区新谷 1 1 1 9
2 4	佐々木 志朗	新潟市中央区堀之内 5 5-1 4
2 5	佐藤 晃大	新潟市中央区女池神明 2-3-8
2 6	佐藤 晋一	新潟市中央区長潟 1 2 0 1-2
2 7	佐藤 始	新潟市江南区茜ヶ丘 1 3-1 7
2 8	佐野 正典	新潟市中央区沼垂東 1-8-3
2 9	沢田 友義	新潟市秋葉区古田 1-7-6
3 0	鈴木 理恵子	新潟市西区鳥原 1 9 2-1 0
3 1	住吉 義和	新潟市南区大通西 9 5 4-8
3 2	高木 健	新潟市西蒲区三ツ門 2 6 2 3
3 3	田中 治男	新潟市西蒲区善光寺 8 6
3 4	田中 史彦	新潟市西区榎尾 1 7 0-2
3 5	鳥谷 航	新潟市西区青山 1-1 4-4
3 6	長島 奈歩	新潟市西区青山 4-2-1 3
3 7	永松 航太	新潟市西区坂井砂山 2-3-1 0
3 8	西山 栄一	新潟市東区竹尾 3-9-2 1
3 9	長谷川 拓哉	新潟市西区みずき野 1-2-3 6
4 0	長谷川 眞	新潟市西蒲区巻甲 1 5 3 7-2
4 1	長谷川 光	新潟市東区秋葉通 3-4 0-2-1 F
4 2	長谷川 裕見子	新潟市西区鳥原 2 6-1
4 3	畠山 政美	新潟市北区柳原 4-9-1 3
4 4	藤村 誠	新潟市東区松園 1-1-2 7
4 5	星野 範雄	新潟市西区小針 6-1 5-2 7
4 6	本合 肇	新潟市東区東明 2-4-1 5
4 7	本間 隆一	新潟市北区木崎 1 2 0 5-1
4 8	町田 章生	新潟市秋葉区さつき野 1-1 0-1 7
4 9	水上 浩一	新潟市西区小針南台 1-1 2
5 0	皆川 公永	新潟市秋葉区古田 2-1-3 0
5 1	宮川 保	新潟市中央区紫竹山 1-1-5 8
5 2	宮 賢次郎	新潟市中央区沼垂東 1-5-2 1
5 3	宮下 直毅	新潟市西区新通 2 7 5 7-8
5 4	宮島 一敏	新潟市西蒲区巻甲 4 7 0 9-1
5 5	森谷 幸嗣	新潟市北区嘉山 1-1-1 2
5 6	諸見里 勲	新潟市西区西小針台 1-1 6-1 1
5 7	柳田 洋介	新潟市秋葉区あおば通 1-7-1 1-2
5 8	山我 義則	新潟市西区寺尾上 3-1 0-1 3
5 9	米山 信行	新潟市南区白根 1 2 4 2-9
6 0	渡邊 武史	新潟市東区中野山 7-4-2

6 1	面曾 宏明	五泉市郷屋川 2-1-25
6 2	牛腸 秀樹	三条市塚野目 4-12-10
6 3	坂田 郁夫	三条市荒町 2-21-16
6 4	松谷 正巳	三条市東本成寺 12-43
6 5	斎藤 昌博	新発田市中曾根町 1-3-7
6 6	須貝 秀和	新発田市本町 4-11-9
6 7	武田 良夫	新発田市住吉町 3-1-25
6 8	新野 猛	新発田市新栄町 1-7-20
6 9	高井 学	燕市燕 1123-3
7 0	渡辺 満	燕市吉田東栄町 41-8
7 1	田口 啓子	長岡市与板町与板 685
7 2	住吉 浩	南蒲原郡田上町大字田上丙 3030-18
7 3	星 克一郎	見附市今町 5-35-29

2 徴収事務を行わせる歳入
犬関係手数料

3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年4月1日

4 徴収事務を委託した日
令和6年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで